

平成21年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成21年3月3日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	平成21年2月16日
件 名	物価に見あう年金引き上げを求める意見書採択の請願		
提 出 者	全日本年金者組合愛知県本部 安城支部支部長 森下 浩平		
紹介議員	宮 川 金 彦 深 谷 恵 子		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>アメリカに端を発する突然の大不況によって企業の経営は悪化し、非正規雇用者の解雇が相次ぐなか正規職員の雇用にも影がさす現状で、勤労者の賃金は物価上昇を相殺できる改定の期待どころか切り下げも現実味を帯びる局面にあります。</p> <p>ところで、現在の年金は「物価スライド」の規定により、物価がどんなに上昇しても労働者の賃金の改定率以上に上がることはありません。現状では来年度の年金が据え置きとなる公算は大です。</p> <p>一方、昨年の物価上昇は国際的要因を背景に日常生活に不可欠な食料品等が中心で、総務省調査の年率2パーセント弱（2008年）を大幅に上回るのが消費者の実感であり、年金が据え置きのままでは家計に及ぼす影響は深刻なるものがあります。生活の見直しは覚悟の上ですが、冠婚葬祭などの儀礼的出費や公的負担を考えるとその範囲は限られてしまいます。</p> <p>年金生活者の家計は貯蓄を取り崩して成り立つのが一般であり、物価上昇による生活不安は大変な苦痛をともなうものです。さらに増加傾向にある高齢者のみの世帯では貯蓄が底をつくことをも心配しながらの暮らしとなってきます。高齢者が矜持を保ちながら安心して生活するためには年金制度の充実は欠かすことができません。</p> <p>以上をご理解くださって、安城市議会においては次の事項の実施を求める意見書を国に提出されるよう請願いたします。</p>		
	<p>請 願 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成21年度は緊急措置として物価上昇率以上となる3パーセントの改定率で年金を支給すること。 その際、年金月額8万円に満たない年金生活者及び無年金者には8万円になるまでの生活支援金を支給すること。 		

平成21年第1回安城市議会定例会請願文書表

平成21年3月3日

番 号	請 願 第 2 号	受理年月日	平成21年2月17日
件 名	「非正規切り」防止の緊急措置と労働者派遣法の抜本改正をもとめる請願		
提 出 者	愛知県労働組合総連合 議長 羽根 克明		
紹介議員	宮 川 金 彦 深 谷 惠 子		
付託委員会	経済福祉常任委員会		
要 旨	<p>請 願 の 趣 旨</p> <p>世界金融危機に端を発する景気悪化に伴い、「派遣切り」「期間工切り」をはじめ深刻な雇用悪化が引き起こされています。さらに、派遣労働者の契約が3月以降に一斉に切れる「2009年問題」で、この年度末にむけて大量の雇い止めが心配されます。</p> <p>契約期間満了の雇い止めは、「一定回数の更新、一定期間の勤続」の場合は、解雇権濫用法理が類推適用され、さらに今日の「非正規切り」は契約途中で解雇されています。いずれも不当・違法行為がまかりとおっています。ここまで社会問題化している現状をふまえて、現行法規の厳格な適用とともに「非正規切り」防止のために、新規立法もふくめて緊急措置をとることが必要だと思います。</p> <p>同時に、このような事態を根本的に改善するためには、労働者派遣法そのものの抜本的な改正が必要だと思います。</p> <p>いま国会には「日雇い派遣を原則禁止」とする改正法案が上程されています。また製造業の派遣禁止に踏み込もうという動きが出てきております。前向きの議論だと思いますが、今日の雇用破壊の最大原因になっている「日雇い派遣・登録型派遣」の全面禁止、さらに社会保険・労働保険未加入などについて「派遣先責任」を明確にしたうえで「派遣労働は臨時的・一時的な業務」に限定することが必要です。1999年までは派遣労働は原則禁止でした。いま起きている問題を解決するためには、1999年以前の内容に戻す労働者派遣法の抜本改正が喫緊の課題だと考えます。</p> <p>請 願 事 項</p> <p>1 政府、関係機関に以下の趣旨の意見書を提出してください。</p> <p>(1) 「非正規切り」防止のために、新規立法もふくめて緊急措置をとること。</p> <p>(2) 労働者派遣は、臨時的・一時的業務に限定した労働者派遣法の1999年以前の内容に抜本的に改正すること。</p>		